

令和3年度 第1回滋賀県社会福祉審議会概要

- 1 開催日時 令和3年5月17日（月）午前10時00分～12時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 大会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）19名
安部侃 伊崎葉子 上野谷加代子 大槻敏明 尾崎美登里 尾畑聡英 北居理恵
郷野智恵子 駒井千代 来見良誠 崎山美智子 周防清二 谷口瑞石 津田洋子
中島みどり 長谷川綱雄 林淳子 宮川富子 渡邊光春
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略）6名
池内正博 越智眞一 阪本重光 佐藤誠 高田佐介 橋川渉
- 5 事務局
市川健康医療福祉部長
健康福祉政策課：園田課長、清水課長補佐、安達主査、瀧田主事、
西村主事
医療福祉推進課：奥山課長、西川参事
障害福祉課：酒見課長、高橋参事
子ども・青少年局：奥田局長、堀出参事
- 6 議題
(1)「滋賀県地域福祉支援計画」について

7 概要

〔司会〕

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長の市川より御挨拶申し上げます。

〔健康医療福祉部長〕

滋賀県健康医療福祉部長の市川でございます。

本日は、天候も悪い中、滋賀県社会福祉審議会を開催しましたところ、何かと御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、本県の健康医療福祉行政に御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、滋賀県は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言対象ではございませんが、非常に感染が拡大しております。感染が収まらない状況が続いている中で、非常に緊張感をもって取り組んでいるところですが、皆様におかれましてもそれぞれのお立場で御尽力いただいていることに、改めて敬意を表します。

さて、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加、地域における人々のつながりの希薄化、これらは今までも言われてきた事でございますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響などにもよりまして、地域福祉に対するニーズはますます増大しております。その内容も複合・複雑化しており、今後、地域福祉の推進に向け、県の果たすべき役割を検討していく必要があります。

こうした中、令和2年8月に諮問させていただき、次期「地域福祉支援計画」の策定につきまして、その後、総合企画専門分科会において、6回にわたり集中的に御議論いただきました。お手元に配布しました計画案を作成いただきました。

計画案では、新たな福祉課題や社会福祉に係る国の動向を踏まえ、分科会での御意見をもとに、今後5年間に県として取り組むべき事項を盛り込んでいただいているところです。

本日は、この計画案をもとに、皆様からの御意見等を頂戴し、本審議会として計画案をとりまとめていただき、その後、知事に対して答申をお願いしたいと考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様のご豊富な御経験、深い御見識に基づいた積極的な御意見や御提案をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〔司会〕

はじめに、本日の審議会には、委員25名中19名の御出席をいただいております、委員総数の過半数以上となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例に基づき分科会が有効に成立していることを報告させていただきます。

まず、本日、初めて審議会にご出席いただく委員をご紹介します。

- | | |
|----------------|------|
| ○厚生産業常任委員会委員長 | 周防委員 |
| ○厚生産業常任委員会副委員長 | 駒井委員 |

○一般社団法人滋賀県病院協会副会長 来見委員

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

(資料確認)

揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお申し出願います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

進行につきましては、社会福祉法第10条の規定により、委員長をお願いしたいと思えます。委員長、どうぞよろしくお願います。

[委員長]

皆様、おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

ご報告と申しますか、滋賀県社会福祉協議会が関わっている中でうれしい話を共有させていただき、また、皆様方も宣伝いただければと思えますのでよろしくお願います。

5月の連休前、4月の早々、滋賀県を代表する企業の方から寄付の申し出の話がありました。

滋賀県社会福祉協議会は、はぐくみ基金という形で子ども達の支援のために、様々な子ども食堂、社会的養護を要する子ども達の働くことへの支援等様々な活動をしています。

その中で、生活福祉資金、緊急小口資金の貸付対象者は、最大80万円までお借りいただけますが、いわゆる生活保護の手前の水際的な対応となっています。そうした方々で6箇月以上借りられている方がおおよそ230人おられます。その方々に、2千万円という話で寄附の申し出があり、一人10万円の寄附を滋賀県の230人の子ども達がいる世帯に10万円の寄附をしていただきました。

更に、全体の貸付対象者に何か学びの応援をしたく、全貸付対象者全世帯に3千円の図書カードを配布することができました。

これも滋賀県のような思い、温かい眼差しが子ども達に届いたという嬉しい話です。

もう一つは、3月26日、地域養護推進協議会が設立されました。これは、里親、児童養護施設で育った子ども達は18歳の壁、児童福祉法の壁があります。そういうところの支援、暮らしの見通しができる、人生の見通しができる、人生の後押し、暮らしの後押しをやりたいたいということで各関係者、県の課長さん方、企業の方等様々な方に集まっていただき、今後、1つ1つの事例、課題から支援策を取る兆しができました。このことは、地域支援計画にも取り上げていただいています。

私は、地域養護に関する問題意識は、若者支援の見通しがつきません。特に、コロナ禍に

おける状況の中でどうしても何ができるかの見通しができません。

社会的養護の話をしました。現在、埼玉県では支援条例ができているようですが、小学生、中学生のヤングケアラー問題、自分の祖父母、障害のある兄弟の世話をするために学業がままならない等、この問題も見通しがつきません。ひきこもり問題も同様です。

今後、地域で支える支援策を関係企業と共に一緒に取り組んでいきたいと思っています。

そのようなことが「地域福祉支援計画」にも反映できればありがたいと思っておりますし、記載していただいています。他の分野も含めまして、皆様の忌憚ないご意見をいただければと思っています。

それでは、本題に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

分科会において策定された計画案の報告を受けたいと思います。

分科会長、よろしく願いいたします。

〔委員〕

本日は、貴重なお時間をいただきましてこれまで審議してきまして経緯、内容をご報告させていただきます。

資料は、資料1、資料2です。資料3は滋賀県の実態等をまとめておりますので、後程ご覧いただくということをお願いいたします。

まず、資料1の4の策定経過をご覧ください。

本当に熱心にさせていただきました。8月に諮問いただき、その後、毎月、総合企画専門分科会で審議いただきました。毎回、次の分科会に向けた宿題を出しました。委員の方々から宿題が提出されるという状況でした。また、ヒアリングや当事者のニーズに添った計画にするというのが基本だと思いましたので、色々な所から学習をさせていただきました。学習型の分科会をさせていただきました。

私は、本当にいい勉強をさせていただきました。特に、県下における外国にルーツを持つ人達の状態です。これは、分かっているようで中々分かっていません。本計画の中にも記載させていただいておりますが、全てが対応できることではございません。しかし、医療の問題、コロナの問題、外国にルーツを持つ子ども達の問題が非常に大きくクローズアップされておりますので、今後、これに地域福祉として着手をしていかなければいけないことをよく勉強したところでございます。

それでは、まず、計画策定の趣旨からお話させていただきます。

前回の計画は、平成28年3月策定しました。これも私が分科会長をさせていただきましたが、令和2年までの計画です。本来であれば令和3年から新しい計画となりますが、前回の計画は厚生労働省から出向された課長もおられましたし、そして、私も沢山の情報をいただいていたこともあり、国の施策を先取りした形で計画を策定いたしました。そのため、今

年度も対応できる計画となっております。

次期計画も丁寧に策定し、自信を持って策定をしましたが、この間の課題は、御承知のとおり複雑、多岐でございます。課題の進行が爆発的に早く、制度、政策的な対応は、国はもちろんです。地方自治体におきましても中々対応できる状況ではございません。しかしながら、滋賀県におかれましては、それぞれの団体、県民の自発的なボランティアな精神において、崩れつつある地域社会、町会の参加率の減少、三世同居が減少し、単身世帯数が増加していると言われていたのですが、一方で、子どもの出生率は全国より高い推移となっております。何とか歯止めをかけつつあります。滋賀のよいところは、県民参加型でボランティアも全国平均より高い平均値となっております。しかし、政策的により課題に対応しないといけないということで、今回、思い切った形のものも出させていただいております。

そういった理由で、計画の趣旨は、住民の参加、参画、協働としました。行政計画ですが、かなり民間の力を信じ、かなり踏み込んだ計画と、民間計画として書かせていただきました。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の事を考え、これからも災害として生じてくるだろうといえることは予測できますので、命と暮らしを併せて対応できる。そして、今回のように差別や偏見、非常に生き苦しい暮らしが顕在化した訳ですが、これらの問題は、福祉関係者の中では以前から、様々な障害、一人暮らしの高齢者の問題、誰一人取り残さないと言いつつ取り残している状態であることを福祉関係者は今までから敏感に感じていました。今回のコロナの問題は、「地域福祉支援計画」で災害と一緒にもっと取り上げていかないとはいけません。

それから、滋賀県はSDGs、持続可能な目標を県としての目標として推進していくべく取組されています。そのため、理念として「地域福祉支援計画」に入れ、どれくらいと取り組んでいけるのか検証をしていただきました。かなりの部分がSDGsの視点と合致しましたので、計画の中に入れながら、県民の方により分かりやすく推進をしていくことが必要です。

SDGsと言いますと、企業の人の取組のイメージがありますが、決してそうではありません。環境問題も含んでおりますので、計画の理念、実践の中に入れこもうという趣旨でございます。

国においては、当面、地域共生社会づくりが全面に出てきます。国の考え方は、かなり細かく法整備で対応するような形に作られてきています。私達も喜びましたが、使いにくい法整備ですから、力のある市町におかれましては、その法を上手に使いながら、市町独自の政策として同じ方向で創っていくことをやらねばなりません。そういう意味では、今回の計画は、そのことができやすいよう、抽象的な書き方となっております。

県の主導のもと、または県が市町と協働しながら国の施策を上手に活用しながら相談支援する、重層的支援体制整備事業の実施です。これは、非常に分かりにくいものですが、県民、市民参加がないとできない事業です。しかし、滋賀県は、地域福祉の推進と共に取り組

めばできる準備ができています。県下のいくつかの市町が4月から実施されていますが、ここを全県、頑張ってもらっていただくことが今回の計画の太い柱、推進の1つとなっております。

ただし、重層的支援は、障害、高齢、縦割りで行いません。家族として、一人暮らしでも地域で暮らす暮らし人としての相談がまいりますので、住まい、医療、教育等全て重層的に暮らしを支えるという支援体制を整備しようとする、一方で、優秀な専門職が必要となります。

住民参加で住民も頑張りますが、その方達を上手にコーディネートしたり、力を引き出すのは専門職の力です。教育者はもちろん、福祉専門職、ケアワーカー、コーディネーター、社会福祉士、精神保健福祉士、パラメディカル、ドクターを応援する人を含めて、そういう人達をどう確保しどう養成していくのかがもう一つの柱です。

そのため、人材の確保・養成と重層的支援体制整備事業の2つをこれから5年間頑張れば、さらにその先5年、10年は何とかなるであろうと全国的に言われています。

幸い、この委員会においては、この2つを頑張ってもらいたいということになりました。

計画の位置付けは、社会福祉法第108条に基づく計画です。

本編3ページをご覧くださいますと、滋賀県におかれましては、滋賀県の基本構想を上位計画として「変わる滋賀、続く幸せ」の理念に基づき、「地域福祉支援計画」が関連する計画と整合性を持ちながら、連携を図りながら策定しています。

「地域福祉支援計画」と関連する各プランと言葉の使い方が異なる場合は、県民は困ります。言葉の使い方が違わないとわからない場合は注釈をつけないといけませんので、そのことを事務局に調べていただきました。

まだ調整が残っているところがあるかと思うので、今日、お気づきの点等がありましたら、多くの目で見ることが委員会の使命でもございますので、ご意見を頂戴させていただきたいです。

そして、計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年計画とさせていただきますと思っております。

一番大事なのは、困りごとを抱えて、生きにくい人達の課題を地域住民として、専門職として共感し、こういったことは私達の住まい、自分達の暮らす地域からなくそう思うことです。

介護、障害、子ども、生活困窮のあらゆる制度で暮らしが成り立たない人達がどの時代でも出てきます。よく制度の狭間と言いますが、制度の狭間であったり、制度を活用しにくい、できない人達が必ず出てまいります。

言葉の問題等、色々な原因により制度やサービスがあっても使いにくい、また、制度やサ

ービスは、後から作られるますので対応できない状況があります。それらを私達はどうかというので、サービスを作りながら、今日のサービスはボランティアなサービスで対応していくということでございます。

先程、委員長からお話がありましたダブルケア、孤立、孤独のひきこもりは、国においても担当大臣が作られるくらいの課題となっております。これらの問題は、前回、大きく取り上げませんでした。

ですから、ダブルケア、引きこもり、社会的養護という言葉が日本全体として問われています。社会的養護は法律で税金を使用し、施設の中で暮らすではありません。地域社会の中で、グループホーム、里親であれ、一人一人が暮らすと考えた時、乳児から死にいくまで、子ども達の生涯にわたって、地域の暮らし人としてレジリエンス（回復力）をつけることが地域、学校教育等地域に存在するあらゆる資源の人達が養護する考え方に変わらないといけません。立派な施設を建設しても課題は残ります。子ども達の責任ではなく、大人の責任で子ども達をそのような状況にしてしまったのですから、社会の責任です。そういう意味では、地域養護という言葉が出てきました。

地域養護という言葉計画に盛り込むのは、なかなか難しいですが、今回、まずは、県民、関係者に考え方を解ってもらう意味で目玉が3つになっています。

新たな課題に対応できるような計画にすべく、6回の委員会終了後も追加があり、バタバタしたこともありました。記載内容に少し濃淡がありますので、お気づきのことがございましたら色々とお話いただけましたらと思います。

第4章以降につきましては、事務局から説明させていただきます。

事務局、よろしく願いいたします。

〔健康福祉政策課長〕

資料2により基本理念、基本方針、以下取組の内容等を説明させていただきます。

A3の概要版をご覧ください。

第1章から第3章につきましては、上野谷分科会長からご説明いただいたとおりでございます。

私からは、第4章、基本理念、基本方針からご説明いたします。

基本理念といたしましては、健康医療福祉分野で統一した「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」のもと、本計画につきましては、「すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 地域福祉の推進による共生社会の構築」を理念としております。

基本方針は、まず（1）「地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進」、（2）「支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進」、3つ目の方針としましては、「教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりの推進」としております。

今後取り組むべき重点事項は、第5章に示しておりますが、先程、上野谷分科会長からご説明がございましたとおり、近年、地域の希薄化により、地域生活課題が複雑・複合化しております。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、課題を抱える人・世帯の増加、顕在化、深刻化しております。そうした中で、包括的・重層的な支援体制の整備が求められておまして、中核的な役割を果たす福祉人材の育成が大変重要となっております。

そのため、右上に記載させていただいておりますとおり、重点的に取り組む項目といたしまして「包括的・重層的な支援体制整備の推進」と「福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり」に取り組むこととしたいと考えております。

1つ目の「包括的・重層的支援体制整備の推進」は、昨年6月、地域共生社会を実現するための社会福祉法を一部改正する法律案が成立いたしました。この4月から新たに重層的支援体制事業が創設されたところでございます。地域に暮らす誰もがその人の状況に合った支援が受けられる包括的・重層的な相談支援体制の構築、誰もが地域で安心して暮らせる地域づくりの推進に取り組んで参りたいと考えております。

そして、2つ目の「福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり」では、本県の先人と理念と実践を学びつつ、キャリアに応じた技術の育成を図るとともに、流用的な縦割りの体制ではなく、横断的に全ての福祉分野に対応できるロールモデルとなる人材を育成すること、福祉職の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

取組の内容につきましては、第6章に示しております。重点的な取り組む事項につきましては、丸重と記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域の課題を受けて、第6章Ⅰ（1）②「新型コロナウイルス感染症等と地域づくり」におきまして、コロナ禍において顕在化した課題への取組を記載しております。

少し本編をご覧いただきたいのですが、本編35ページでございます。

この間、分科会において様々な意見をいただきましたので、それを踏まえて35ページに記載いたしました。まずは、相談体制の充実、強化、あるいは、効果的な広報。また、コロナ禍で対面できない課題が出てまいりました。そのため、ICTを活用し、会えなくてもつながり、交流できる環境整備を具体的施策として記載させていただいております。

それでは、概要版にお戻りください。

Ⅱ（2）「新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築」におきまして、感染症流行時を含めた災害時の防災対策の支援や仕組みづくり、地域づくりの支援について記載をしております。

本編は51ページとなっておりますので、後程ご覧ください。

また、骨子案から追加させていただきました事項としましては、先程、渡邊委員長や上野谷分科会長からもお話がありましたとおり、Ⅱ（8）「滋賀ならではの地域養護の取組の検討」でございます。本編46ページに、「社会的養護を要する子ども」の中に、今まで「児童

養護施設退所者等の社会的養護のもとで育ちを経験した人を地域で支援する仕組みを構築します」と記載しておりますが、児童養護施設退所者等に限らず、先程もお話がありましたとおり、ヤングケアラー等を含めまして社会の中で生きる力を育まれず育った若者やそのために生きづらさを抱える若者が地域社会の様々な人の力で自活力を後押しする仕組みを創っていくことが非常に重要だと思っております。どんなことができるのか検討してまいりたいと考え、この項目を追加させていただいているところでございます。

第7章は、計画にかかる指標でございます。

県内、全市町において総合的な支援体制の構築の推進に向け、重層的支援体制整備事業の実施市町・総合窓口設置市町数を増やしていきたいと考えております。令和3年度は、長浜市、米原市、守山市の3市でございますが、この計画策定期間中、全市町に増やしていきたいと考えているところでございます。

もう1つは、「複合・複雑化する課題に気づき、対応できる福祉人材の育成」です。現在も、県社会福祉協議会さんにおいて研修等ございますが、新たな講座等を含めまして、今後、福祉人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

最後に、第8章「計画の進行管理」を書かせていただいております。計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度につきましては、定期的に審議会にも御報告し、御意見を賜りながら点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施、計画の進行管理をしてまいりたいと考えております。

今後の予定としましては、資料1の裏面でございます。本日、審議いただき、計画案に対し答申いただいた後、7月に県議会の常任委員会にご報告させていただきます。その後、県民政策コメントを実施いたしまして、10月策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

〔委員長〕

ありがとうございました。

それでは、答申案について議論をお願いいたします。

質問でも結構です。御意見を賜りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

〔委員〕

障害の施設から来ています。どこに行っても質問しますが、相談と支援が一緒になっていることを納得していない一人です。

ケアマネジャーは、非常に勉強されていて、経験豊富ですし、何かあればすぐに対応をし

て下さいます。しかし、計画相談は、本人の立場に立って対応ができていないと思うことがあります。

相談件数を増やすことが主となっているように思います。それよりも支援できる人を沢山増やして欲しいと思います。

国の方針は変わり、有り難いと思っています。60歳を過ぎて非常に熱心に勤務されている方が、慣れてくると普通の若者に接するような感覚で罵声を浴びせることがあります。やはり、このようなことが起こらないように変えていって欲しいと思っています。

人材のことは本当に難しいと思いますが、地域の中で計画相談ができる人は、もう少し学習していただきたいですし、そのことに重点を置いていただくとケアマネジャーみたいに色々と幅広く対応いただけると思います。

〔委員長〕

計画相談について障害福祉課長、どうですか。

〔障害福祉課長〕

この4月からスタートした「滋賀県障害者プラン」においても人材育成について記載しております。特に、相談につきましては、相談支援員の養成に力を入れていくとしております。

養成だけでなく、基幹相談センターを含めて三層構造、それぞれに役割を分担し、1ヶ所に相談が集中して、数をこなすということにならないように専門性の確保も踏まえて、人材の養成を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔委員〕

これは、おっしゃるとおりです。今、介護保険制度がどうなるか。

それは、基本的におっしゃる通り、お風呂に入りたいのは、ニーズではなく、欲求です。

相談ができていません。相談は、ニーズを把握し、評価、アセスメントし、この人のニーズを解決するにはどうしたらいいかを考えることです。

ニーズとは、人間として、暮らし人として基本的なことですので、ソーシャルニーズですので税金や社会的な人材を使用してもいいのです。要望や欲求であれば市場でやってもらえばいいのです。

ここの研修が全国的になりたっていません。

相談は相談としてきちんとやらなければいけません。ところが、支援が出てきているかと言いますと、支援のない相談ばかりするか、きちんとした相談をせずに支援をしています。今の教育が悪い訳ではございませんし、厚生労働省も全国的にそこを何とかしたいと考えておられます。この4月から社会福祉関係のカリキュラムが変わりましたので、今後変わることを期待しています。

ただ、私は、少なくとも「滋賀の福祉人」は、きちんとニーズを把握する力、相談力を身につけてもらいたいと思っている。ニーズキャッチをする力を身に着けるとかなり変わります。そこを滋賀県社会福祉協議会で開講を予定している縁アカデミーでは基本から養成したと考えています。

〔委員長〕

委員がおっしゃることは分かりますが、現実問題、相談件数を上げるのは報酬との面もあり、障害事業所の切実な悩みの点でもあります。その中で、支援の質をどう上げていくかということは非常に問われていることです。そういう意味で、一人一人が持っている専門性をいかに充実していくかということです。

しかし、一人一人に重点を置きすぎると反対に、福祉職場から福祉職員に求められる理想は高いが給料が安いという負のスパイラスに入ってしまいます。それぞれの工夫が非常に大事だと思います。

また、厚生労働省の「包括的・重層的」という言葉が悪いと思います。この表現では、何のことか分かりません。

予算事業名ですが、これを計画として何か分かりやすい表現に考えてもらった方がいいと思います。

この計画の読み手は県民です。私が住んでいる自治体から「包括的・重層的支援体制整備事業を実施します」と言われても何をするのかと思います。

その辺りどうでしょうか。

〔委員〕

県民誰にも分かりやすい、理解できるような施策の説明が必要だと思います。

福祉に関しては、地域や人のつながりの中で何ができるかということが一番大事だと思います。小さなことでも、一人一人が自分に何ができるかを自覚して、人に寄り添い、できることをやる必要があります。

施策という形になりますが、それよりは人の心がどこに置けるかということが福祉において一番大切なことだと思います。

私は、自分ができることが何かを考えながら取り組んでいます。

〔委員長〕

経営者としてはどうですか。

〔委員〕

正直申し上げますと、最近では見た目だけでは分からない障害を持っている若い人が当社の社員にも何人かいます。

経営者としては、その人が持っているできること、得意なことをどう見極めて、どのように仕事をしてもらうかを考えます。

周囲の人達と上手くコミュニケーションが取れない人もいます。

外見では全くわかりませんが、複数のことを伝えると対応できません。それをどのように導いていくかが先輩として、すごく大事な事だと思っている。

その中で一緒に暮らしたり、仕事している人がどのようにそれを理解して導いていくのかを企業人として私は考えています。

〔委員長〕

ありがとうございます。

今のお話は、相談において非常に参考になる話だと思います。

一人でスーパーマン的に対応するのは難しいと思います。そのため、重層的ではなく、チーム支援だと思います。

それぞれの企業においても、生活習慣のことを教える人、技術を教える人、言葉遣いのことを教える人等様々な人が指導します。そういった形でご一考ください。

他、ご意見等ございませんか。

〔委員〕

子ども達と関わっている仕事をしています。質問として受け止めていただきたければと思います。

例えば、35 ページで、「包括的・重層的」という言葉がありましたが、①の点4つ目です。

「包括的・重層的な支援体制の整備推進のため、生活困窮をはじめ、高齢、障害、子ども等の福祉分野に限らず、教育、医療、労働、まちづくりなど関係部局が相互に連携し、総合的な取組を進めます。」とあります。

保育園で育った子ども達は、小学校、中学校、高校へ進んでいきます。具体的に申し上げますと、38 ページです。(3)「福祉意識の向上と次世代育成」と具体的な取り上げをしていただいています。その時に、子ども達に関わらせていただく立場の人間が、この計画をしっかりと理解しながら、現場の一人一人の職員、学校の先生方、保育園、子ども園等の先生方がこのことをしっかりと自分の土台に位置付けて子ども達と関わっていかなければならないと思います。

そういった意味で、教育分野と福祉分野が分けられているような傾向にあります。先生方によっても、各立場で人権教育を大事にされている先生方もおられますが、養護ということも学校でも大事にしていきたいと思っています。

自分自身も含め、教育に携わる者が福祉のことをしっかりと土台として頭の中にしっかりと入れておく必要があるとつくづく思います。

35 ページに「部局相互に連携し」とありますが、部局だけでなく、現場でも是非、このこ

とを共有し、しっかりと地域福祉、地域養護を大事にしていかなければいけないと思いました。

できましたら教育委員会の御意見もお聞かせいただきたいです。

〔幼小中教育課長〕

私も小学校で勤務をしていました。その時、先生方によく話をしていたことがあります。日々、子ども達が、学校に来ておりますが、「毎朝、ランドセルの中に生活を背負って学校に来ていることを知っていないといけない」、「月曜日、子ども達が学校に来た時は、よく来てくれたね。ありがとう」と子ども達にいうべきである。また、「学校に一生懸命来ていることを理解し、学校に来ているのが当たり前だと思って授業をしてはいけない」とよく話をしていたことを覚えています。

確かに、おっしゃる通り、教育といのは、授業となりますが、その下には生活があり、生活の基盤があり、学習ができるということを改めて感じさせていただきましたので、今後も先生方に伝えていきたいと思えます。

特に、コロナ禍で、様々な心理的不安を持っている子ども達もたくさんいると思えますので、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを上手く活用していただきながら、子ども達一人一人の支援をしていく必要があります。何よりも先生方が本当に大変な思いをされていると思えますので、その支援もしていきたいと思えます。

福祉との絡みは、子ども達の日々変化は、担任の先生が一番感じることです。また、担任でない他の先生への挨拶の返し方等で変化に気付くこともありますので、そのあたりでも連携を取りながら支援をしていきたいと思えます。

〔委員長〕

ありがとうございます。

子ども・青少年局長、一言お願いします。

〔子ども・青少年局長〕

おっしゃっていただいたこと、普段、取り組んできたと思っておりましたが、まだまだ不十分であると感じました。子ども・青少年局は、あらゆる分野をつなぐ役割があるのであろうと思っております。従来から言われております、「縦割りではなく、横つなぎ」と言われて久しいですが、それぞれの分野の課題は、それぞれの施策だけで解決できるものではないと思っております。今回のこの計画の中で理念として掲げられております「すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 「地域福祉」による共生社会の推進」を進めていくべきと考えておりますので、そのことを肝に銘じて施策を進めてまいりたいと思えます。

〔委員〕

不十分とは思っておりません。私達の心持ちとして、福祉に携わる者、教育に携わる者が、子ども達が一番大人に接するところです。

みんなで一緒に福祉を大事にしていけないといけないと思っていますので、是非、一緒に力を合わせて、計画が実のあるものになったらいいなと思っています。

〔委員長〕

ありがとうございます。

他に御意見等ございますか。

〔委員〕

私は、当 NPO は、子ども食堂を5年間の運営、不登校対応の居場所づくり、トワイライトステイを実施しています。さらに、地域の方を対象とした地域の居場所づくりとしてコミュニティカフェも運営しています。

仕事柄、スクールソーシャルワーカーもやっておりまして、その視点からお話させていただきます。

今年、当 NPO で力を入れているのは、機関連携ということで、福祉部局、教育部局と情報共有をしながら支援していきたいと思い、力を入れています。

最近、ソーシャルワーカーの力、知識、技術の必要が高まってきており、「福祉人づくり」のところでもおっしゃっていましたが、ここ2、3年、米原市でもコーディネーターの育成に取り組んでおられます。しかし、高い専門性が求められる仕事にも関わらず、予算の関係上、安い賃金で人材を探されていました。結果、依頼を受ける人がおられず、市の職員が担当されることとなりました。

また、今年度、長浜市社会福祉協議会が重層的支援の体制整備に熱心に取り組まれています。私は、家庭児童相談室などの行政とがどのように連携すると両者にとってよいのかと考えます。どちらも色々な思いをお持ちで、その調整をさせていただいています。

1つだけ、本編の36ページ、(2)3つ目に、スクールソーシャルワーカーの記載がありますが、この記載が(2)「地域住民参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進」にあるのは違和感があります。

この記載は、どちらかというと35ページ(1)①「包括的・重層的な支援体制の推進」に記載の方が適切ではないかと思います。ご検討いただけるとありがたいです。

〔委員長〕

ありがとうございました。

現状の紹介と御指摘いただきました。

御指摘いただいた事について、健康福祉政策課長お願いします。

〔健康福祉政策課長〕

色々ご意見等賜りましてありがとうございます。

こちらの所につきましては、おっしゃっていただきましたとおり、「居場所づくり」の中で助け合いの推進というところで整理をさせていただきましたが、委員がおっしゃったとおり、スクールソーシャルワーカーの役割といたしましては、色々な方をつないだり、そのケアに必要なことをしていただいていますので、この部分につきましては（1）に記載する方向で検討させていただきたいと考えております。

〔委員〕

今のご指摘は当然で、最後までどこに何を置くかは非常に難しいです。

そのことの1つの原因は、タイトルが「包括的・重層的な支援体制の推進」となっていることからです。「包括的・重層的な支援体制の推進および機関間連携」、「協働の取組」などに訂正したら良いかと思えます。

国に対して事業を実施していることを報告するにおいても必要となりますので、「包括的・重層的な支援体制」という表現を外すことはできないと思えます。

少し整理していただくということをお願いしたいと思えます。

〔健康福祉政策課長〕

先程、「包括的」、「重層的」は分かりにくいとおっしゃいまして、確かに私も分かりにくいと4月当初、申し上げておりました。

ただ、この計画は、市町が策定します福祉計画を支援する計画ということもありますので、そういったことを考えますと、国の法律に基づいた計画であるということで「包括的・重層的」という表現をお示しさせていただきたいと考えております。

ただ、分かりにくいですので、どういったものなのかをお示しするような絵図を別途付けたいと思っております。

〔委員〕

ありがとうございます。

滋賀県はNPOが多くあります。私もNPOを運営しています。

NPO間のつながりの中と福祉機関、教育機関とつなぐ役割をする人が非常に大事だと思います。各団地、各NPOの方々是非常に熱い思いを持って、子どもの居場所づくり、保護者の居場所づくり等に取り組みまれておられますが、その場で参加者同士が話を聞き合っ、話し合っって終わるというもったいないケースによく出会います。

皆さん、それではいけないというモヤモヤした気持ちをお持ちです。そこをつないでいく

ような、コーディネーターが必要だと思います。

「滋賀の福祉人づくり」の中でそういったことも含まれるといいなと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。

今、言われたことも含めて検討してください。

国の関係で「重層的支援体制」と記載しないといけないですか。括弧書きでもいいかと思
います。

計画は、「滋賀ならではの」というのを称号したいと思っています。

「地域福祉支援計画」は、「滋賀の福祉人」を含め、県としてやるべき地域福祉の目指す
べきところがあります。

〔健康福祉政策課長〕

確かに、これは滋賀県の計画ですし、県民の方に分かっただけないと進めていけない
ものでもございます。一方で、市町の方が取り組んでいただくための支援の計画でもありま
すので、その表現につきましては、ご意見賜りながら検討したいと思います。

〔委員〕

福祉法人として、私は、一人親家庭、特に母子家庭の支援の活動を行っていますが、この
度、中央共同募金会に申請をいたしましたら、支援のお金をいただけることとなりました。

それに対し、4月から計画の策定を始めています。8月から実行できるように下準備をし
ているところです。まだ手探り状態の中で、何を進めていったらいいかを協議委員でもある
大学の先生等にご相談しながら準備を進めています。

一人親家庭が、コロナ禍で生活に非常に困っている方からの相談が沢山あります。

生活に困っていることから食糧支援の申し込みが県内外からあり、私達にできることを
させていただいております。私達が進めようとしている準備の段階で、ソーシャルワーカー
を配置しないといけません、その人材がなかなか見つかりません。ソーシャルワーカー、
保育士等の免許を持っているだけでなく、経験がある方を探していますが、なかなか見つかり
ません。

近々、シェアハウスを開設しますが、困っている人をどのように見つけていくかとなるが、
県、市町、社会福祉協議会にも活動内容を話し、またご相談したいと思います。

宣伝になりましたが、アドバイスがありましたらよろしく願いいたします。

〔委員〕

中央共同募金会が「赤い羽根福祉基金」をされています。この基金は、申請型で年間1千
万円を交付します。人件費にも使用できます。滋賀県では、高島市社会福祉協議会が申請さ

れたことがあります。その後、なかなか滋賀県の団体からの申請はなく、昨年も多くが東京圏域の団体でした。

今年、5団体が選定されまして、その内2団体が滋賀県の団体でした。

滋賀県は、民間の力だと滋賀県への期待が高まっております。

シェアハウス、そして、住民と共に孤立、孤独から母子家庭を救いながら、地域福祉の今日的課題解決策を一緒に作られたと思います。是非、NPO等と一緒にあって応援していただきたいと思っております。

みんなで応援してください。

〔委員〕

母子団体の全国的なモデルとなるよう頑張っていきたいと思えます。

〔委員〕

質問です。

社員の中に母子家庭で働いている人が数人います。

どのような活動、支援をされているか教えていただけますか。

〔委員〕

昨年からはコロナの影響で休校となり、余った食材を一人親家庭へ食糧支援したり、相談対応、子ども食堂、居場所づくり、各郡市で子ども達と一緒にバス旅行に行ったり等多くの活動を行っています。

最近では、ほとんど子ども食堂関係のことで、一人親家庭の困りごと、希望にできる限りお応えしたいと思ひ、地域の方に対しフードドライブのチラシを配布し、地域住民に協力いただいています。フードバンクからも食糧をいただいています。

食糧支援だけでなく衣類、家具、ランドセル、学習机等いただいた物をLINEで渡し、必要な方に対し配布しています。母子福祉の事に関しましては、私達しかできないことが沢山ありますので、何でもしないとイケないと考えています。

その他に、就職相談も行っています。

〔委員〕

この3月、国が報酬改定をいたしまして、この4月から施行しています。その内容から、障害のある区分1、2の軽度の方を地域に戻そうという傾向が明らかになりました。

私どもは、グループホームを運営しています。今までは、グループホームは、軽度の方をお預かりし、職員の数を一定数で賄えるかという思いはありました。しかし、国は、重度の方をできるだけグループホームに入所するように進めており、軽度の方は、地域で支援するという動きがあります。

グループホームに力を入れること、重点的に取り組むことは聞いておりました、意外と軽度の方には厳しい状況となったと思います。

42ページにあります「滋賀ならではの地域養護の取組」をこれから、真剣に取り組まない、どこかで居場所を求めてくる軽度の障害者が地域で右往左往するのではないかと思います。そのため、「滋賀ならではの地域養護の取組」の検討は、これからも一番の課題かと思っております。

〔委員長〕

ありがとうございます。報酬改定の話聞き、委員と同じように感じました。世の中の流れはそうなっているみたいですね。高齢者もそうですし。

その方向の中で何をやっていくかを考えていかなければいけないと思います。色々ご意見をいただきまして、非常に質の高い議論ができたと思っています。

時間の関係もありますが、ご発言等ございましたらどうぞ。

〔委員〕

私は、子育て支援の現場におりまして、地域の中で子育てを通して福祉と関わらせていただいております。

子育てをされている保護者の困りごともお持ちです。子どもを中心だけでなく、保護者の方とも過ごすことが多いです。その方の育ちの背景が大きく影響していることがあります。施設で過ごされた方もおられるかもしれません。ダブルケアをされている方もおられました。どこにつなげばいいかを現場で困ること多いです。

地域の中で、居場所がない、支援するところがなく、県内では他の自治体には居場所、支援機関はあり、福祉専門職員から紹介を受けますが、そこに通ってもらわないといけなくなりますので、各市町に居場所、支援機関は欲しいです。また、計画において「民間の力」について言われていますので、福祉のコーディネーターの育成は早急に欲しいと思っています。

〔委員長〕

人材の育成は重要かつ難しいです。結局、その人達に対し、処遇上、どのようにするかは国家的課題と感じています。そう意味で、声をあげることが大事だと思いますので、そのことも含めて、この計画の中では全て整備するという観点と重層的支援体制の人材を賄える財源をどうするのかです。コロナが問題になった時の休業と補償の問題と一体であると思っています。

色々意見をいただきましたが、文言の修正であり、本質的な内容については原案どおりで答申したいと思っています。

文言の修正につきましては、皆様のお許しをいただき、ご一任いただけましたら、委員私

が訂正を分かりやすい表現にさせていただきます。

〔委員〕

よろしいでしょうか。

〔委員長〕

どうぞ。

〔委員〕

1つだけ入れて欲しいのは、障害者のところに「在宅の障害者」に対するもう少し突っ込んだ内容を入れて欲しいです。

44ページです。

私共の協会は、在宅の障害者です。確かに、44ページに記載がありますし、高齢者にも記載がありますが、実父が障害者で、私も障害者です。母は、要介護の状態です。

「親が亡き後の障害者」とありますが、逆になったらどうなるのでしょうか。子どもが先に亡くなった場合、障害者の親はどうなるのかです。

私と妻は、老老介護で障害がくっついています。傍から見ると、働いているので問題はないと思われがちですが、社会福祉協議会、市からの配慮等は特になく、年1回の要介護度の調査を行うだけです。

正直な話、89歳の父の介護は非常に大変です。私の子どもは独立していますので、私に何かあった時、父はどうしたらよいのかと思います。ところが、自治体の広報等に記載されていると聞きますが、そのような情報はなかなか入ってきません。

在宅の障害者でコロナの影響で外出しなくなり、障害が重くなった人も多くおられます。そういうことに対して、声かけ運動ではありませんが、社会福祉協議会等から「どうですか」「どうしていますか」等の声をかけていただく精神的な支援の側面も必要だと思います。

当然、私共の団体でも予算要求をしていますが、コロナで予算を使用しなかった場合は期限までに返さないといけません。

在宅の障害者に対しての支援について少しつけ加えていただければと思います。

〔委員長〕

障害福祉課長お願いします。

〔障害福祉課長〕

「地域福祉支援計画」は、障害者プラン等をまとめた大きな冠とありますが、上のおける計画ですので、細かい具体のところまでは記載されておりませんが、「地域福祉支援計画」の下にあります障害者プランでは、地域で安心して暮らせるようにと、安心した暮らし

のために、また、地域生活を支える相談支援体制等について具体的に記載をしておりますので、こちらの書き方については健康福祉政策課と相談させていただきと思います。

〔委員長〕

「在宅の障害者」の文言を追記すればよいかと思います。
それも併せて私の方に一任いただければ修正させていただきます。

それでは、答申案について若干の訂正はしますが、本質的には変わりませんので原案のとおりで答申してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(一同異議なし)

〔委員長〕

ありがとうございます。
それでは原案通りということで決しましたのでよろしくお願い申し上げます。

(委員長から知事へ答申)

〔健康医療福祉部長〕

本日いただきましたご意見、それから県民の皆様や議会でもしっかりと御議論いただき、県民の皆様が幸せになる計画となるようにしたいと思います。ありがとうございます。

〔健康福祉政策課長〕

委員の皆様におかれましては、8月の諮問から本日の答申まで非常に熱心に御議論いただいた事、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日いただきました答申は、昨今の社会情勢、また、コロナ禍、委員の皆様の豊富な経験を色濃く反映したものでございまして、この答申を真摯に受け止めまして、10月の策定に向けまして取り組んでまいりたいと思っております。

また、策定後は、この計画があつてよかったと県民の方に思っただけますようしっかりと取り組んでまいりますので、引き続き、お力添えをお願いしたいと考えております。

また、この計画に掲げました方針等の進捗につきましては、この後、定期的に審議会にお諮りさせていただき、皆様からの御意見を賜りたいと考えております。どうぞ本県の地域福祉の推進に御支援、御協力を賜りまして、今後の皆様の御活躍を祈念いたしまして私からのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。